

総社市公共下水道排水設備指定工事店規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年6月15日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第25号

総社市公共下水道排水設備指定工事店規則の一部を改正する規則

総社市公共下水道排水設備指定工事店規則（平成17年総社市規則第144号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動項に対応する移動後項が存在しない場合には、当該移動項（以下「削除項」という。）を削り、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には、当該移動後項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び削除項を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(指定工事店の指定申請)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p><u>3 市長は、第1項の規定による申請に基づき指定を行う場合は、申請日の属する月の3月後の1日を指定日とする。ただし、市長が特別の理由があると認め</u> <u>た場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>4 前項の指定の有効期間は、条例第6条第2項ただし書の規定により、指定後</u> <u>最初に到来する一斉更新の年の8月31日までとする。</u></p> <p>(指定の更新)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 <u>市長は、前項の規定による申請に基づき指定の更新を行う場合は、申請日の</u></p>	<p>(指定工事店の指定申請)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p><u>3 指定申請をすることができる期間は、毎年6月1日から同月30日までとする。ただし、市長が特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>4 市長は、前項本文の規定による申請に基づき指定を行う場合は、申請日の属する年度の9月1日を指定日とする。</u></p> <p>(指定の更新)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 <u>指定の更新における更新日は、前条第4項の規定を準用する（以後5年ごと</u></p>

改正後	改正前
<p><u>属する年の9月1日を指定日とし、指定の有効期間は5年とする。</u></p> <p>(審査委員会の設置)</p> <p>第14条 略</p> <p>2～5 略</p> <p><u>6 委員長は、会議を招集するいとまがないと認めるときは、審査事項を持ち回</u> <u>りにより審査させることができる。</u></p> <p><u>7</u> 略</p>	<p><u>の9月1日とする。)</u>。</p> <p>(審査委員会の設置)</p> <p>第14条 略</p> <p>2～5 略</p> <p><u>6</u> 略</p>

附 則

この規則は、平成30年7月1日から施行する。